

## 西宮市小規模森林整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市森林整備計画の基本方針に基づき、森林の持つ公益的機能の重要性を鑑み、住民が安心して生活できる森づくりを目指すとともに、市民がより森林に親しむことができる森づくりを推進するため、森林整備事業を行う団体に対し、補助金を交付することについて、「補助金等の取り扱いに関する規則」(昭和57年西宮市規則第81号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象地域に森林が存在する土地を所有し、占有し、又は管理する自治会等の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 森林整備について土地所有者等の同意を得ていること。
- (2) 本補助金の対象とする土地の森林整備において、本補助金以外の補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- (3) 団体の構成員の過半数が、本市に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体の規約等を有し、代表者及び経理について定められていること。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業等に要する別紙に定める経費とする。ただし、市長が特に必要と認める森林整備事業については、補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は森林施業地1㎡当たり100円を補助基準単価とし、50万円を限度とする。ただし、実際に整備に要した単価が、1㎡当たり100円を下回る場合は、実際に整備に要した単価を補助基準単価とする。

2 前項の場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、対象の森林の調査等を行い、補助金を交付すべき対象事業と認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、当該補助対象事業等が完了したときは、事業を終了した日から起算して60日以内又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第5号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部を返還させるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(施業地の維持管理)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、施業地の維持管理に努めなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業等に要する経費について

- ・植栽（植林）、下草刈り、除伐、間伐、伐採等に要する経費  
補助対象経費等

費目	内容等
委託費	植栽（植林）、下草刈り、除伐、間伐、伐採等の委託費等
使用料	チェーンソー、草刈機等作業用機械のリース費
消耗品費	チェーンソーや草刈り機の替刃、軍手、安全靴、燃料費、活動日の傷害保険料、花・樹木等のための土・肥料等
備品費	草払い機、チェーンソー等の購入費
日当	作業従事者の日当（目安時間単価 1000 円×時間）
※食糧費及び旅費は、補助対象外。	